

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	15	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消費生活協同組合等 ・ 特例措置の内容 平成27年度税制改正大綱を踏まえ、消費生活協同組合等に対する軽減税率について引下げを行う。 <p>現行の協同組合に係る法人税の軽減税率は19%（法人税法第66条第3項）</p>	
関係条文	<p>法人税法第66条第3項 地方税法第23条、第51条、第292条、第314条の4</p>	
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、一定の地域又は職域による消費者の自発的な結合体であって、相互扶助の精神に基づき、①組合員の生活の文化的経済的向上を図ること、②組合員に最大の奉仕をすることを目的とする協同組織である。また、購買などの供給事業、医療・福祉サービスの提供などの利用事業及び共済事業などを非営利目的で実施しており、今後も社会的、公共的な役割を継続的に果たす必要がある。このため、本軽減措置により、生協の財政基盤の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>急速な超高齢化社会を迎えるにあたり、国、地方の極めて厳しい財政状況から、今後、「共助」、「公助」の大幅な拡充は難しく、地域住民が主体的に地域を支える役割を果たすことが地域社会の課題となっている。具体的には、核家族化の進展、単身高齢者の急増といった家族形態の変容や地域の支え合いが希薄になっている状況において、「共助」、「公助」を補完する「互助」の役割が極めて重要であり、互助組織としての生協が市町村及び社会福祉協議会などと連携して、介護予防や日常生活支援といった、公的仕組みでは埋められない「互助」の取組の強化が不可欠な状況となっている。</p> <p>これまで以上に、生協が互助活動を拡充し、地域社会を支えるといった役割を適切に果たすためには、財務基盤の強化が不可欠であり、その特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げを行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
ページ		15-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供を図ること 政策大目標 2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。 政策目標 1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。
	政策の達成目標	協同組合の経営基盤の安定・強化を図ることにより、消費者のつながりによる助け合いの組織として、非営利事業である生活必需品等の供給事業や共済事業などの継続的な実施を確保するとともに、組合員のみならず、地域社会へのニーズに取り組む互助組織として社会的、公共的な役割を継続・充実させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	生協は、消費者のつながりによる助け合いの組織として、非営利事業である生活必需品等の供給事業や共済事業に取り組むとともに、地域社会へのニーズに取り組む互助組織として、社会的役割、公共的な役割を果たしている。 法人税の軽減税率の存続により、これらの取組の継続・充実が図られているものとする。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数見込み 634組合（平成25年度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	協同組合の財政経営基盤の安定・強化を図ることにより、生活必需品等の供給事業や共済事業などの継続的な実施を確保するとともに、地域社会へのニーズに取り組む互助組織として、社会的、公共的な役割を引き続き果たす。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税）においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	協同組合は、非営利の互助組織であり、その財政基盤の安定化を確保することにより、供給事業や共済事業などの継続的な実施を確保することができることとともに、社会的、公共的な活動の充実を図ることができ、組合員の生活水準の安定にもつながる。
	ページ	15-2

税負担軽減措置等の適用実績	平成25年度			
		法人数 (組合)	所得金額 (百万円)	税額 (百万円)
	協同組合等	43,979	1,389,538	223,492
	うち消費生活協同組合	634	123,180	
(平成25年度国税庁統計年報書)				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—			
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—			
前回要望時の達成目標	—			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—			
これまでの要望経緯	平成27年度要望：協同組合の特性を踏まえた法人税率の特例の拡充			